

令和7年第14回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年7月17日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年7月17日（木）午前10時25分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎

委員 大日方 邦子

委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰

委員 加藤 良太郎

委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長

教育政策課長

未来の学校担当課長

未来の学校担当課長

学務課長

教育指導課長

教育センター所長

地域学校支援課長

篠原 保男

齋藤 貢司

堀江 崇

岡部 尚徒

横手 麻理

安部 忍

間嶋 健

山上 ますみ

（書 記） 島田 直子 佐谷 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について（教育政策課長）

[資料1：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

- (2) 令和6年度教育相談報告について（教育センター所長）

[資料2：令和6年度教育相談報告書（概要版）]

議事運営等

○令和7年第14回教育委員会定例会を開会

○議事録署名に松本委員を指名

■教育長報告要旨

○まず、7月14日に今年度3回目の実施となる探究「シブヤ未来科」の視察に、28団体、83名の方々に御参加いただいた。午前中に、区役所にて概要説明を行い、午後に各校に移動し、授業の視察を実施した。長谷戸小学校の視察に同行し、始動2年目ということもあり、昨年度より内容の充実が見られた。次に、建て替えに関する事項である。7月3日に鉢山中学校・猿樂小学校の建て替え準備委員会が開催され、基本計画素案の説明を行った。その他、7月11日に代々木中学校の中高層説明会、15日に広尾中学校の工事説明会が実施された。青山キャンパス関連では、7月5日に目線等プライバシーへの配慮が必要な近隣住民に対して説明を行った。7月14日に工事が完了し、引き渡しを受けている。本日の定例会後に、教育委員による視察が予定されている。

◆報告1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について報告する。「1 概要」に関して、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が中幡小学校から約0メートルの地点に所在しており、旅館業法第3条第4項の規定に該当するため、渋谷区保健所より意見が求められている。次に「2 検討」については、3つの観点から検討結果を記載している。まず、(1)建築物の立地上の観点では、当該建築物は、中幡小学校が見える位置に建築されていることから、建物より学校生活を俯瞰できないような配慮が必要になる。そのため、順番が前後するが、(3)事業者への確認としては、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面により当該施設の営業目的を確認している。また、安全対策についても、開設後に必要に応じて教育委員会及び中幡小学校と協議の場を設けることを確認している。加えて、学校が見える窓にスモークシートを貼り、換気用に5cmのみ開閉可能とし、他の窓はロックをかけること、マナーやルールについて予約時や館内案内に明示し、チェックイン時にも口頭で説明するといった、建物より学校生活を俯瞰できないよう対策を講じることを確認している。最後に(2)通学路上の観点では、周辺が通学路に指定されていることから、事業者に対しては児

童の通学上の安全確保等について責任を持って管理するよう、従業員への周知徹底を確認している。次に、以上を踏まえ、「3 今後の対応」としては、上記「2 検討」にて確認した内容を担保した上で、申請者が児童の通学上の安全確保及び学習環境に留意して運営されるのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないものとする。その上で、施設開設後においても、児童の安全確保において、必要に応じて、教育委員会及び中幡小学校と協議する場を設けることを要望する旨を回答する予定である。

—◇質疑応答 —————

(加藤委員)

○学校と隣接する建物においては、視覚的な影響のみならず、ネットワーク上の影響も考慮すべきではないか。

(教育政策課長)

○学校におけるW i - F i 環境については、一定の距離が保たれている場合、干渉の心配はないと聞いている。渋谷区教育環境に限定して接続できる設定となっているため、今回の建物の宿泊者を含む外部の方は利用できず、安全性は高いと考えている。他に問題が発生した場合には、中幡小学校と協議の上、適切に対応していく予定である。

(平岩委員)

○学校の活動に伴う音について、事前に理解を得られるよう、回答に盛り込んでどうか。

(教育政策課長)

○御指摘いただいた内容について、回答に反映するか、口頭にて保健所に伝えることを検討する。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告2

令和6年度教育相談報告について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料2に基づき教育センター所長が説明)

○令和6年度教育相談報告について報告する。昨年度のポイントは、スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校配置の通年化と、相談指導教室（けやき教

室)の移転である。まず、SSWについて、従来は学校からの要請に応じて派遣する形で業務を行っていたが、今年度よりSSWを学校に常時配置し、能動的に学校内の情報把握に努めた。その結果、教育センターで週1回実施しているケース会議がより充実し、各案件に対して指導主事や主任SSW(元教育管理職)から助言を受けることで、けやき教室やVLP(バーチャル・ラーニング・プラットフォーム)、福祉機関への通告、学校への助言など、組織的なチームによる支援体制のもと、課題解決が可能となってきた。教育センターにおける相談件数は、SSWの学校配置型を通年実施に変更したことに伴い、昨年度と比較して大幅に減少している。相談内容の大半は不登校(約59%)であり、その背景には、学校に通えない児童・生徒と保護者が一緒に相談に来るケースが多いことがある。このことは、学校訪問における相談案件(約46%)よりも約13%高いことから明らかである。ただし、不登校はあくまで現象であり、その背景をアセスメントすることが重要である。相談活動を通じて、児童・生徒における人間関係・学習・発達など、それぞれの背景を丁寧に探る必要があると考える。教育センターでの相談件数が減少した一方で、SSWは学校での活動を充実させている。まず、SSWは合計で3164件の相談を受けている。相談者別件数を見れば、昨年度より児童・生徒からの相談が減少し、教職員からの相談件数が増加している。これは、学校への配置によりスクールカウンセラー(SC)との役割分担が進み、SSWに対する理解と活用が進んだこと、またSSWがケース会議の指示を受けて積極的に動くようになってきたことが要因である。そのため、校内委員会への参加、家庭訪問や授業観察などを通じて、少しずつ組織の一員として様々な内容にアプローチするようになってきている。次に、けやき教室は、令和6年4月に渋谷区文化総合センター大和田の9階へ移転した。学校でも家庭でもない「第三の居心地の良い場所」を目指し、教員系の職員を増員して運営の安定化を図るとともに、巡回相談チームの心理士を派遣し、アセスメントを強化する体制を築いた。その結果、登録者数が増加しただけでなく、子供たちが教室内で活発に自己表現できるようになってきている。また、中学3年生18名全員の卒業後の進路を決定することができた。継続的に保護者や当該生徒に対して進路指導・相談を行ってきたことで、特に不登校でこれまで学びの場について検討できなかった生徒を都立特別支援学校へつなげることができた。また、第一志望に不合格となった生徒が、合格した私立高校ではなく、都立高校の二次募集にチャレンジして合格するなど、大きな成果を生むことができた。VLPにおいては、心理士による相談からけやき教室の職員への引継ぎを経て、入室につながった子供もいた。また、SOSを察知し、児童相談所へ通告した事例も1件存在した。

(田丸委員)

○2点質問する。1点目は、SSWへの相談は、教員の負担軽減につながっていると考えられるか。2点目に、けやき教室について、運動場所の確保が難しいと聞いているが、実際の状況はどうか。

(教育センター所長)

○1点目について、本来、教育相談は教員が担うものであるが、一部の家庭訪問をSSWが代行したり、連絡がつきにくい保護者との関わりをSSWが担ったりすることにより、教員の負担軽減につながっている。2点目について、アリーナなどは稼働率が高く、予約が困難な状況である。そのため、今年度は徒歩15分ほどの距離にある公園を活用する計画書を作成している。

(田丸委員)

○教員の負担軽減だけでなく、子供にとって、教員以外が関わり、開かれた教育環境が形成されることは、様々な観点で良い影響があると感じた。今後も、こうした副次的な効果について継続的に分析して欲しい。

(大日方委員)

○SSWにおける学校要請訪問について、7月と3月の件数が多いのはなぜか。

(教育センター所長)

○長期休業前は、子供の心理状況の心配や、連絡が取れなくなる不安がある。そのため、長期休業前や、学年が変わるタイミングで、特に配慮が必要と思われる子供への対応について検討会議を行う。その際、必要に応じてSSWへ要請する場合があるため、要請件数が増加する。

(加藤委員)

○主訴別相談内容の内訳について、不登校という一括りのカテゴリーだけでなく、不登校の背景や理由に応じて細分化することが有効ではないか。

(教育センター所長)

○令和5年度より、東京都のスクールカウンセラーとの連携を図るため、同カウンセラーが使用している項目に準じた形式を使用している。なお、児童や保護者からの相談においては、背景や理由が明確に語られないケースも多く、当初の相談内容と実際の要因が異なる場合もある。そのため、教職員や保護者等、複数の視点から情報を収集し、不登校の背景を多面的に把握していくことが重要である。

(加藤委員)

○その後の対応によって、相談内容の分布が変化する可能性はあるが、この表はあくまで「相談の入り口」としての件数を示しているという理解でよい。

(教育センター所長)

○そのとおりである。

(加藤委員)

○資料１行目に記載されている「妊娠期から１８歳になる全ての子ども」という表現について、妊娠期が子供にかかっているように読めるため、違和感を覚える。

(教育センター所長)

○妊娠期の記載は、保護者の状況を示す意図で用いているものであるが、ご指摘いただいた部分は、改めて確認・検討を行う。

――◇議事結果 -----

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 松 本 理寿輝